

秋田県告示第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年9月3日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の案の名称
小坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
小坂都市計画の区域
- 4 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部都市計画課
 - (2) 鹿角市花輪字六月田1番地 秋田県鹿角地域振興局建設部用地課
 - (3) 鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部37番地の2 小坂町建設課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成25年9月3日（火）から同月17日（火）まで